

2012年6月30日 市民交流センターひがしよどがわ

「スキル裁判を支える会」第2回総会報告



去る6月3日、市民交流センターひがしよどがわにおいて「スキル裁判」を支える会第2回総会が開催されました。司会と議長に郵政産業ユニオン大阪北部支部の馬場さんが担当、日ごろ職場や支部苦情処理会議で感じているスキル制度の問題点についてあいさつし総会が始まりました。

総会では、活動経過報告と活動方針案の提案を事務局長の小田さんが提案、事務局会議の開催状況や会報の発行、物資斡旋、活動方針として、裁判傍聴への参加呼びかけ、会員拡大の取り組み、会報の発行を行うことを提案しました。つづいて会計報告と会計監査の報告が行われ、質疑応答のあと全体の拍手で確認されました。

新しい役員は、稲岡代表ほか9名の幹事を選出し「スキル裁判」を支え活動していくことを確認しました。

訴訟の解説では、豊中の事案を担当している小野順子弁護士からこの裁判の争点と状況について解説をして頂きました。裁判の争点として①減給は不利益変更か新たな契約か。また、合意があったか。②戒告処分は無効か。

③「連動」は許されるかについて原告と被告の主張を照らしあわしながらわかりやすく解説をして頂きました。

特に「連動」について「基礎評価項目で「△」がついたからといって、必ず「指示・指導ができない」（資格給におけるスキル評価が△）というものではない。」「管理職が基礎評価項目にあるようなことをミスすれば指示や指導ができないとして評価されるのか」といったこの「連動」の不合理性について説明がありました。

各職場からの報告では、派遣・パートユニオン関西の大橋さん、郵政産業ユニオン中国地本呉支部の住吉さん、岡山非正規社員解雇撤回裁判の原告萩原さん、郵政産業ユニオン近畿地本委員長の家門さん、城東支部の山田さんから報告があり、非正規社員の均等待遇に向けた闘いや取り組みの報告がありました。

最後に、原告の4人から日頃の裁判支援のお礼と今後の決意が述べられ総会は終了しました。双方の主張も明らかになってきており、いよいよ証人調べと進んでいる状況です。忙しい中ですが裁判への傍聴支援をよろしくお願いします。

スキル裁判次回日程

○ 城東裁判

2012年10月18日 (木)

14時 大阪地裁708号法廷

○ 宝塚裁判 (非公開)

2012年10月24日 (水)

○ 豊中裁判

2012年11月 1日 (木)

14時 大阪地裁608号法廷

【傍聴支援をお願いいたします】

スキル裁判経過

5月22日 支える会結成総会
6月22日 宝塚支店 Aさん提訴
8月 9日 城東支店
山本さん・黒田さん提訴
8月15日 豊中支店
石澤さん提訴
8月25日 宝塚第1回裁判
8月25日 第7回支える会事務局会議
9月22日 城東支店第1回裁判
9月22日 豊中支店第1回裁判
10月20日 城東支店第2回裁判
10月27日 豊中支店第2回裁判
11月 9日 宝塚支店準備手続
11月 9日 第8回支える会事務局会議
11月24日 城東支店第3回裁判
12月20日 宝塚支店準備手続

(2012年)

1月19日 城東支店第4回裁判
1月19日 豊中支店第3回裁判
1月19日 第9回支える会事務局会議
2月 2日 宝塚支店準備手続
3月 1日 城東支店第5回裁判

3月 1日 豊中支店第4回裁判
3月 1日 第10回支える会事務局会議
3月 8日 宝塚支店準備手続
4月19日 城東支店第6回裁判
4月19日 豊中支店第5回裁判
4月24日 宝塚支店準備手続
5月11日 第11回支える会事務局会議
6月 3日 「支える会第2回総会」
6月21日 城東支店第7回裁判
6月21日 豊中支店第6回裁判
8月21日 宝塚支店準備手続
8月23日 城東支店第8回裁判
8月23日 豊中支店第7回裁判

各裁判とも提訴後1年以上経過し、双方の主張も出そろってきています。

いよいよ各裁判とも、原告・被告双方の「証人尋問」に進んでいくことが予想されます。

傍聴支援を、よろしくお願いいたします。

「スキル裁判を支える会」への会員加入を！

●会費

(年会費 4月1日～3月31日)
・個人会費 (一口 1,000円)
・団体会費 (一口 2,000円)

●郵便振替口座

・口座名 「スキル裁判を支える会」
・口座番号
00980-2-328113

【スキル裁判を支える会 2011 年度会計報告】

期間 2011 年 4 月 1 日から 2012 年 3 月 31 日まで

会計 今川 豊

収入の部	金額 (円)	内訳・備考	支出の部	金額 (円)	内訳・備考
収入	175,175	会費・カンパ	講演謝礼	5,000	5/22
利子	1	総合口座	文具	525	
物資斡旋	34,350		会場使用料	2,000	結成大会
			次年度繰越金	202,001	
計	209,526		計	209,526	

【スキル裁判を支える会役員】

代 表 稲岡次郎 (非正規センター・ゆい)
事務局長 小田 諭 (豊中南支店)
幹 事 今川 豊 (箕面支店) 鈴木勝泰 (大阪城東支店)
馬場 巧 (豊中支店) 山田雅之 (大阪城東支店)
仲井幸雄 (吹田千里支店) 川本和絵 (宝塚支店)
大橋直人 (派遣・パート関西)
原 告 黒田恭司 (大阪城東支店) 山本一馬 (大阪城東支店)
石澤 浩 (豊中支店)
A さん (宝塚支店)

被告 (会社) 準備書面の問題点

被告 (会社) の「第5準備書面」で、私たちが東京の仲間の協力で「基礎評価」に△があっても、スキル評価の「習熟有」が継続されているとの証拠を提出したことについて、会社は「近畿支社以外の支店」であるとし、支社ごとに評価が異なることを正当化する主張を展開しました。

しかし、現実には仕事をしている担務の状況に応じて「スキル基準モデル」の若干の修正は認められていますが、「基礎評価」と「スキル評価」を連動するの可否かは評価の基本に関わる問題です。

その評価の基本を各支社ごと各支店ごとにバラバラで良いとするなら、評価の基本が崩れることとなります。さらに、同じ仕事をしながら「基礎評価」に同じように△があっても支社や支店によって時給額が異なり、郵便外務では200円もの差が出ることとなります。

地域最賃により地域によって基本給の額が異なり賃金の差が生じますが、それは地域最賃という基準に基づくものであり、会社が決める「評価制度」とはまったく異なるものです。同じ評価を受けながら支社、支店によって支給額が異なることはあってなりません。

65歳雇止め・解雇を撤回せよ！

65歳解雇撤回裁判への原告参加を！

郵政グループ各会社による期間雇用社員の65歳雇用打切＝雇止めの撤回を求め、裁判で闘っている原告及び「支える会」から下記の原告参加の要請が届いています。

本年9月末で65歳以上となり雇止めを通告されたが、まだまだ働きたいとの希望を持っている期間雇用社員に原告としての裁判参加を是非呼びかけてください。

※原告参加相談

「65歳解雇裁判を支える会」⇒03-3837-5391 「非正規センター（ゆい）」⇒079-222-0738

9月末で雇い止め・解雇を通告されたみなさんへ

「来年3月以降の更新はない」と告げられたみなさんへ

私たちは、郵政「65歳解雇裁判」の原告と支える会です。

雇用更新の時期ですが、就業規則にある「期間雇用社員の65歳定年」を根拠に、9月末で65歳を超える方には雇い止め予告がされていると思います。また、来年3月末までに65歳に達する方には10月以降の更新は行うものの、次回の更新は行わない旨通告がされていると思います。

郵政の職場ではこれまでたくさんの高齢者の方が働き、事業を支えてきました。採用時に「65歳定年」という話は全くされず「元気であればいつま、でも働けます。」と説明された方も少なくないと思います。70歳を超えた人も元気で働いており、ここならばまだまだ働けると安心していただ方が殆どだと思います。今になって、突然に「65歳を過ぎたから辞めてください。」と言われても納得できないのも当然です。正社員とは違い退職金はありません。年金も少なく、働かなくては生活できない方も少なくないと思います。

私たちは、年齢を理由に有無を言わず雇い止め・解雇するのは納得できないし、絶対許せないと思っています。年齢を理由に採用を拒否することは雇用対策法で禁止されています。郵政も採用広告では年齢を制限を設けておらず、65歳を超えた人が応募してきても年齢を理由に採用を断ることはできません。にも関わらず、雇用の更新ができないというのは全く矛盾しているといしか言いようがありません。

まだまだ働けるし、働かなくては生活できない。働きたい。年齢を理由に切り捨てるのは納得できないし、許せない。こうした思いを抱いている方は少なくありません。そうした思いを受け止めて、昨年9月と今年3月に雇い止め・解雇された関東と近畿の7名の期間雇用社員が、65定年制の無効と解雇の取り消しを求めて裁判に立ち上がっています。

裁判に勝利するには、原告を増やし、闘いの輪を広げていくことが必要です。9月末で雇い止めされた方はもちろん、来年3月の更新を行わないことを告げられた方も原告として裁判に加わることができます。是非、みなさんの参加をお願いします。

2012年8月

郵政「65歳解雇裁判」原告団

郵政非正規社員の「定年制」無効裁判を支える会